

消費税の軽減税率導入

3月29日、消費税の軽減税率導入を盛り込んだ「税制改正関連法」が参議院で可決・成立しました。これにより、来年4月1日から、消費税率10%への改正が現実味を帯びてきたような気がします。今回は、消費税率改正に合わせて導入予定の軽減税率の概要などを抜粋してご紹介いたします。

① 軽減税率の概要



現時点で成立している内容をまとめると次の通りとなります。

導入時期	平成29年4月1日 [消費税率が10%に改正された場合に導入]
軽減税率	8% [国税6.24%・地方税1.76%](10%の場合、国税7.8%・地方税2.2%)
対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 (飲食店において、店内での飲食は10%、テイクアウトは8%) (老人ホームでの食事や学校給食等は、軽減税率の対象) ②週2回以上発行される新聞の定期購読料 (定期的に発刊される雑誌等の取り扱いは、今後決定される予定)

詳細は、これから詰められ、事業者向けに軽減税率の線引きが具体的に公表される見込みです。

② 区分経理



軽減税率の導入により、経理処理を行う上で、10%と8%の税率が存在します。このため、課税事業者は商品に適用税率ごとに分けて消費税納税額を計算する「区分経理」が必要となります。その計算の根拠となる書類として、平成31年4月から、品目ごとに「税率」「税額」を明記する請求書(インボイス)の作成を行うこととなりますが、それまでの間は「簡素な経理方式」が認められることになっています。しかし、現時点では、「簡素な経理方式」について多くの情報が飛び交っていますが、残念ながら国税庁など公的な機関から情報は発表されていません。このため、本紙では正確な情報が公表されてから、改めてご案内いたします。

③ 軽減税率に関連する補助金



軽減税率導入により影響を受ける内容として、前述の区分経理だけではなく、レジなどのシステム変更も挙げられます。このため、政府は平成27年度の予備費から予算を出すことを決定しました。下記の補助金は、中小企業庁が公表した「中小の小売事業者等に対するレジの導入支援」の一例です。

対象者	複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等 (複数税率対応レジを持たない事業者)
補助率	原則2/3 (ただし、3万円未満のレジの場合は3/4を補助)
補助上限	1台当たり20万円

今回ご紹介した内容は、平成28年4月1日時点の内容となっています。
このため、変更等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。